

5 低所得者・その他の福祉の

ページ

低所得者福祉

市民が健康で文化的な最低限度の生活を確保できるよう、困窮の程度に応じた保護を行ったり、経済的自立の助長と生活意欲の高揚を図るための援助指導を行っています。

生活保護のあらまし

1 保護の基準

担当／生活福祉課

生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活に活用するとともに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助によってもなお、最低生活が営めない場合に生活保護が行われます。

◇扶助内容／生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭(この基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別等に分けて、毎年消費動向を踏まえ改正されます。)

◎豊田市での最低生活保障水準の具体例

(令和8年4月1日現在)

世帯主別	標準 3 人世帯	母子 3 人世帯	高齢者 2 人世帯	高齢者 1 人世帯
世帯構成例	33 歳男 29 歳女 4 歳子	30 歳女 9 歳子(小学生) 4 歳子	72 歳男 67 歳女	70 歳女
世帯当り 最低生活費	204,580 円	239,640 円	161,230 円	109,890 円
生活扶助	155,980 円	187,640 円	116,230 円	72,490 円
加算	(児童養育加算) 10,190 円	(児童養育加算) 20,380 円 (母子加算) 21,800 円		
教育扶助	—	3,400 円	—	—
住宅扶助(上限)	48,600 円	48,600 円	45,000 円	37,400 円

自立支援

1 生活困窮者自立支援事業

担当／よりそい支援課、市社会福祉協議会

就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等、様々な要因によって経済的に困窮している、又は困窮するおそれのある方に対して、経済的自立や日常生活の自立、社会的自立のための様々な支援を早期的、包括的に行います。

◇対 象 生活全般に困っている方

◇事業内容 ①自立相談支援事業（市社会福祉協議会へ委託）

生活の困り事全般にわたり相談支援を行い、関連機関や他制度などを活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施し、各世帯の課題解決の手助けをします。

②住居確保給付金事業

離職等により住居を失う恐れのある方に対し住居確保給付金を支給します（有期、支給基準あり）。

③就労準備支援事業（とよた多世代参加支援プロジェクトへ委託）

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立の段階から実施します。

④家計改善支援事業（市社会福祉協議会へ委託）

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせんや債務整理の支援等を実施します。

⑤就労訓練事業の認定（直営）

直ちに一般就労することが困難な人に対して支援付きの就業機会の提供等、就労訓練事業を行う企業や団体の認定を実施します。

⑥居住支援事業（シェルター事業）（直営）

住居喪失者や居住に困難を抱える者に対して、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。

⑦子どもの学習・生活支援事業（社会福祉法人等へ委託）

生活保護世帯や生活困窮世帯などの子どもに対し、学習支援や生活習慣の形成・改善などの支援並びに保護者への相談支援を実施します。

⑧被保護者家計改善支援事業（市社会福祉協議会へ委託）

被保護者世帯の家計管理や大学等への進学に向けた相談を実施します。

◇相談窓口 ③⑤⑥⑦・・・よりそい支援課

毎週月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

連絡先 34-6791

①②④⑧・・・市社会福祉協議会

毎週火曜日から土曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

豊田市錦町 1-1-1 豊田市福祉センター2 階

連絡先 34-1132

※祝日、年末年始は除く。

貸 付

1 生活福祉資金

担当／市社会福祉協議会

◇対 象／低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

◇貸付要件／・資金の貸付けを他から受けることが困難であること

・連帯保証人原則 1 名(無でも貸付可能な場合有り)

※ほか資金種類・資金用途に応じて要件あり

◇利 息 等／年利 1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)

※償還期限を経過したときは、延滞元金につき年 3.0%の割合で延滞利子を加算

◇貸付審査／受付日(曜日)が指定のため、資金の種類により申請から決定・交付まで 1～2 か月程度必要（資金により異なる）

生活福祉資金 貸付条件等 ※掲載内容は抜粋

資金の種類		資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期間	利率
総合支援資金 (注1)	生活支援費	生活再建までに必要な生活費	月額 200,000 円(単身世帯 150,000 円) 原則 3 月以内	6 月以内	10 年以内	年 1.5%
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活では賄えない費用	600,000 円			
臨時特例つなぎ資金(注2)		住居のない離職者に対して、公的給付金等を受けるまでの生活費	100,000 円	なし	一括償還	無利子
福祉資金(福祉費)	生業費	○事業継続・拡張、新規開業に必要な経費 ○営業用自動車の購入	4,600,000 円	6 月以内	20 年以内	年 1.5%
	技能習得費	○生業を営み、又は就職するために必要な知識・技能を習得する際に必要となる経費および技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費 ○障がい者世帯であって、日常生活の便宜を図るなどのために運転免許証取得する経費	技能を修得する期間 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円	6 月以内 ※就学費用の場合は卒業後から	8 年以内	年 1.5%
	住宅増改築・補修費	○住宅を増築、改築、拡張、保全のために必要な経費 ○公営住宅法に規定する公営住宅を譲り受ける経費	2,500,000 円	6 月以内	7 年以内	年 1.5%
	福祉用具購入等費	○日常生活に必要な高額福祉用具の購入に必要な経費	1,700,000 円	6 月以内	8 年以内	年 1.5%
	障害者用自動車購入費	○障がい者の通園、通所、通院、通勤など日常生活のための自動車購入費	2,500,000 円	6 月以内	8 年以内	年 1.5%

	中国残留邦人国民年金追納費	○国民年金の保険料免除期間とみなされた期間について、保険料の追納に必要な経費	5,136,000 円	6 月以内	10 年以内	年 1.5%
	療養費	○負傷又は疾病の療養に必要な経費・その療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年を超えないときは 1,700,000 円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 2,300,000 円	6 月以内	5 年以内	年 1.5%
	介護費	○介護給付・予防給付の対象となる介護サービスを受けるのに必要な経費 ○障がい福祉サービス・自立支援医療を受けるのに必要な経費または補そう具を購入若しくは修理する経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは 1,700,000 円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 2,300,000 円	6 月以内	5 年以内	年 1.5%
	災害費	○災害を受けたことによる困窮から自立更生に必要な経費	1,500,000 円	6 月以内	7 年以内	年 1.5%
	冠婚葬祭費	○冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	年 1.5%
	住宅移転・給排水設備等設置費	○転宅に際し、運送費、住宅の敷金・礼金・不動産手数料等の前家賃に必要な経費 ○給排水設備、電気設備に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	年 1.5%
	就職・技能習得等費	○就職または技能を習得するために必要な支度をする経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	年 1.5%
	その他経費	○その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	年 1.5%
福祉資金	緊急小口資金(注 3)	低所得世帯で一定の理由により一時的な生活維持に必要な経費	100,000 円	2 月以内	12 月以内	無利子

教育支援資金(注4)	教育支援費	高校、大学等の学校(注5)に就学するのに必要な経費	高校 月 35,000 円 高専 月 60,000 円 短大 月 60,000 円 大学 月 65,000 円	卒業後 6 月 以内	20 年 以内	無 利 子
	就学支度費	高校、大学等の学校(注5)に入学するのに必要な経費	500,000 円			
不動産担保型 生活資金(注6)		居住用不動産を有し、その不動産に居住する低所得の高齢者世帯で生活維持に必要な経費	土地の評価額の 70% 月額 300,000 円以内 ※貸付月額は生活に必要な最小限の金額を設定	(注7)	一括償還	(注8)

注1 離職者等で、住居を有し求職活動をしていること。また年金、雇用保険等公的給付を受けられないこと。

注2 ①福祉事務所やハローワークで公的給付等の申請を行っていること。

②本人名義の金融機関の口座を有していること。

③自立相談支援事業を利用し、貸付後継続的支援を受ける同意があること。

注3 緊急かつ一時的に生計の維持が困難な状況となっていること。

注4 低所得世帯であること。また、生計中心者による連帯借受人必須。

注5 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学含む）、専修学校（高等課程・専門課程）が対象。

注6 担保となる不動産(土地のみ)の評価額 15,000,000 円以上であること。

注7 貸付期間：貸付元金(貸付金＋利子)が貸付限度額に達するまでの期間または、貸付契約の終了時(借受人死亡時)までの期間

据置期間：契約の終了後 3 月以内

注8 年 3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率。連帯保証人必須。

遺家族・戦傷病者援護

過去の戦役において、戦死した人の遺族及び傷病を受けた人たちを支援するため、次のような事業を行っています。

遺家族援護

1 弔慰金・給付金

担当／やすらぎ福祉総務課

◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する人がおらず、一定の要件を満たす三親等内の遺族に支給

◎戦没者等の妻に対する特別給付金

公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に支給

2 戦没者春のみたま祭

担当／やすらぎ福祉総務課

◇内 容／豊田市出身の戦没者に対し追悼の誠を捧げる。

・殉国の碑戦没者入魂者数 4,161 柱

◇開催時期／毎年 4 月又は 5 月

戦傷病者援護

1 戦傷病者手帳

担当／やすらぎ福祉総務課

戦傷病者が各種の援護を受けるため、都道府県知事が手帳を交付

2 年金等(恩給法、援護法)

担当／やすらぎ福祉総務課

◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金

傷病恩給、障害年金を受けている戦傷病者等の妻に支給

3 各種援護

担当／やすらぎ福祉総務課

◎療養給付

公務傷病について必要な治療、手術の給付等

◎補装具支給

車椅子、義肢、補聴器、杖等の給付、修理

◎J R 無賃乗車船券

障がいの程度に応じて年間 12 枚以内支給

災害被災者支援

地震や風水害等の自然災害及び火災等による被災者や遺族に対し、災害見舞金や弔慰金を贈り、痛手を受けた人たちを救済しています。

1 災害弔慰金

担当／よりそい支援課

◇対 象 者／災害救助法の適用を受けた災害等により死亡した市民の遺族

◇支 給 額／・生計中心者 500 万円

・生計中心者以外 250 万円

2 災害障害見舞金

担当／よりそい支援課

◇対 象 者／災害救助法の適用を受けた災害等により、精神又は身体に重度の障がいを受けた人

◇支 給 額／・生計中心者 250 万円

・生計中心者以外 125 万円

3 災害援護資金貸付

担当／よりそい支援課

◇対 象 者／災害救助法の適用を受けた災害により被災した世帯

◇貸付要件／所得制限あり

◇貸 付 額／350 万円以内(被災の程度による)

◇貸付利率／保証人有りの場合は無利子、なしの場合は金利 1 % (据置期間中は無利子)

◇償還期間／10 年(3 年間は据置期間)

4 災害見舞金品支給

担当／よりそい支援課(豊田市事業のみ)、市社会福祉協議会

災害種別(世帯人数等)	豊田市	社会福祉協議会	日本赤十字社豊田市地区
全焼、全壊、流失(8人以上)	68,000 円	60,000 円	世帯に属する者 1 人につき 10,000 円(準世帯 5,000 円) 日赤愛知県支部より世帯に 属する者 1 人につき毛布 (夏季はタオルケット) 2 枚、1 世帯につき日用品セ ット 1 個
〃 (7 人)	68,000 円	55,000 円	
〃 (6 人)	68,000 円	50,000 円	
〃 (5 人)	68,000 円	45,000 円	
〃 (4 人)	53,000 円	40,000 円	
〃 (3 人)	53,000 円	35,000 円	
〃 (2 人)	53,000 円	30,000 円	
〃 (1 人)	35,000 円	23,000 円	
〃 (準世帯)	18,000 円	12,000 円	-
社協会員加算 普通会员 賛助会員	-	3,000 円 10,000 円	
半壊、半焼(8人以上)	35,000 円	30,000 円	世帯に属する者 1 人につき 5,000 円(準世帯 2,000 円) 日赤愛知県支部より世帯に 属する者 1 人につき毛布 (夏季はタオルケット) 1 枚、1 世帯につき日用品セ ット 1 個
〃 (7 人)	35,000 円	28,000 円	
〃 (6 人)	35,000 円	25,000 円	
〃 (5 人)	35,000 円	23,000 円	
〃 (4 人)	27,000 円	20,000 円	
〃 (3 人)	27,000 円	18,000 円	
〃 (2 人)	27,000 円	15,000 円	
〃 (1 人)	18,000 円	12,000 円	
〃 (準世帯)	9,000 円	6,000 円	-
社協会員加算 普通会员 賛助会員	-	2,000 円 5,000 円	
床上浸水(5人以上)	35,000 円	-	-
〃 (2人~4人)	27,000 円	-	-
〃 (1人)	18,000 円	-	-
〃 (準世帯)	9,000 円	-	-
床上浸水(一般世帯)	-	10,000 円	-
〃 (準世帯)	-	5,000 円	-
入院治療(1週間以上 1か月未満)	18,000 円	-	-
〃 (1か月以上 3か月未満)	27,000 円	-	-
〃 (3か月以上)	35,000 円	-	-
死亡	120,000 円	100,000 円	10,000 円(愛知県支部より)

注:非住家は適用しない。

5 被災者生活再建支援制度

担当／よりそい支援課

- ◇対象者／自然災害で住居が全壊もしくは同等の被害のあった世帯
(災害救助法の適用を受けた災害等の場合は国、そうでない場合は市の制度が適用)
- ◇支給額／・基礎支援金 最大 100 万円
・加算支援金 最大 200 万円 (世帯構成、被害状況で変動)

国民年金

担当／国保年金課

1 保険料の免除制度

- ◎法定免除
 - ◇対象／生活保護法による生活扶助や障害年金の 1・2 級を受けている人
- ◎申請免除
 - ◇対象／所得が少ない、又は災害等にあった人
- ◎納付猶予
 - ◇対象／50 歳未満で所得が少ない人(学生は除く。)
- ◎学生納付特例
 - ◇対象／学生で所得が少ない人
- ◎産前産後期間免除
 - ◇対象／出産された人

2 老齢基礎年金

- ◇受給資格／満 65 歳以上(希望により 60 歳から)
- ◇支給要件／公的年金(国民年金、厚生年金、共済組合等)に加入し、保険料を納めた期間(免除期間、カラ期間を含む)が 10 年以上ある人
- ◇年金額／満額 = 847,300 円 (844,900 円) ※ 納付月数等による減額あり
※ () 内は昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた人の年金額
- ◇支給月／偶数月

3 障害基礎年金

- ◇受給資格／(1)国民年金加入中に初診がある病気やけがで障害等級表※に該当する障がいになった人
(2)60 歳以上の方でも、60 歳以上 65 歳未満で国内在住中に初診がある病気やけがで障害等級表※に該当する障がいになった人
(3)初診日が 20 歳未満で、20 歳に達したとき以降に障害等級表※に該当する障がいになった人
※障害等級表は身体障がい者手帳の等級とは異なります。
- ◇支給要件／(1)(2)の場合で、初診日の前々月までに保険料納付期間(免除期間を含む)が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。ただし、初診日が令和 18 年 3

月までのときは、初診日の前々月までの1年間に未納がなければよい
(3)の場合、本人の所得制限有り

◇年金額／(本人) 1級 年 1,059,125 円 (1,056,125 円) ※

2級 年 847,300 円 (844,900 円) ※

(子の加算額) 1人目および2人目 各 243,800 円／年

3人目以降 各 81,300 円／年

※ () 内は昭和31年4月1日以前に生まれた人の年金額

◇支給月／偶数月

4 特別障害給付金

◇受給資格／(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、
共済組合等の加入者)の配偶者

(1)(2)の人で当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、
障害基礎年金1級、2級相当の障がいにより該当する人

◇支給額／障害基礎年金1級に該当する人:月額 58,650 円

障害基礎年金2級に該当する人:月額 46,920 円

◇支給月／偶数月

5 遺族基礎年金

◇受給資格／国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間が25年以上ある人が死亡した時その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」(子とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子、又は20歳未満の1級、2級の障がいのある子)

◇支給要件／死亡日の前々月までに、保険料の納付期間が被保険者期間の3分の2以上あること。ただし、死亡が令和18年3月までのときは、死亡日の前々月までの1年間に未納がなければよい。

◇年金額／子のある配偶者が受け取るとき

年 847,300 円 (844,900 円) ※ +子の加算額

子が受け取るとき

年 847,300 円 (844,900 円) ※ +子の加算額

(子の加算額) 1人目および2人目 各 243,800 円／年

3人目以降 各 81,300 円／年

※ () 内は昭和31年4月1日以前に生まれた人の年金額

◇支給月／偶数月

6 寡婦年金

◇受給資格／第1号被保険者として保険料を10年以上納付し年金を受けることなく死亡した人の妻(婚姻期間が10年以上)

◇支給期間／妻が60歳から65歳になるまでの間

◇年 金 額／夫の老齢基礎年金の 4 分の 3

◇支 給 月／偶数月

7 死亡一時金

◇受給資格／第 1 号被保険者として保険料を 3 年以上納付し年金を受けることなく死亡した人の遺族

◇支 給 額／納付済期間による

在日外国人支援

担当／生活福祉課

1 在日外国人福祉給付金

◇開始時期／平成 6 年度

◇支給要件／・昭和 57 年 1 月 1 日以前から平成 24 年 7 月 8 日まで外国人登録がされており、平成 24 年 7 月 9 日以後引き続き住民基本台帳に記録されていること

・豊田市に引き続き 1 年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること

・厚生年金その他の公的年金等を受けていないこと

・所得制限あり

◇支 給 月／4 月、8 月、12 月

◎豊田市在日外国人高齢者福祉給付金

◇対象者／・大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方

◇支給額／月額 10,000 円

◎豊田市在日外国人重度障がい者福祉給付金

◇対象者／・昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた方

・身体障がい者手帳 1 級及び 2 級又は療育手帳 A 判定の方

・障がいの発生原因になった傷病について初めて医師の診療を受けた日が昭和 57 年 1 月 1 日以前であること

◇支給額／月額 20,000 円

民生委員・児童委員

担当／よりそい支援課

民生委員・児童委員は、担当地域の住民の生活状態を把握し、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談・支援を行い、福祉事務所に協力するとともに、福祉関係各機関と連携をとりながら、広く地域の福祉推進のために、自主的な活動に努めています。

民生委員・児童委員定数(令和7年12月1日現在)

地区	民生委員・ 児童委員	主任児童委員	計	地区	民生委員・ 児童委員	主任児童委員	計
崇化館	29	3	32	猿投台	18	2	20
梅坪台	12	2	14	井郷	15	2	17
浄水	12	2	14	石野	14	2	16
朝日丘	28	3	31	猿投見	10	2	12
逢妻	33	3	36	保見	17	2	19
豊南	28	3	31	松平	17	2	19
高橋	30	2	32	藤岡	15	2	17
美里	30	3	33	藤岡南	13	2	15
益富	21	2	23	小原	12	2	14
上郷	21	2	23	足助	25	2	27
竜神	25	3	28	下山	12	2	14
末野原	30	2	32	旭	12	2	14
若林	22	2	24	稲武	12	2	14
前林	21	2	23				
若園	15	2	17	計	549	62	611